

第2章 日本における障害者の就業

第1節 はじめに

公表されている最近時点の政府統計データを利用して、現在の日本における障害者の就業・雇用実態のプロフィールを描いてみることが本章での課題である。日本全体の障害者の就業・雇用の実態は、職業リハビリテーション等の政策を展開する上での基礎的資料となるとともに、マクロレベルの政策の1つの成果指標とみることもできる。

しかし、日本における障害者の就業・雇用に関する統計データは限られている。ここでは公表されている数少ない統計データを、労働市場論の視点から整理・分析をしてみる。すなわち、労働力供給の側面として、障害者人口総数や障害の種類・程度、性、年齢などについてみる。他方、労働力需要の側面として、就業・雇用している障害者数、その就業形態や就業・雇用先の産業と職業（仕事内容）などについてみる。そして、労働力の需給調整の結果の基本指標としては、通常、失業率を利用することが多いが、日本では障害者の失業に関する統計データはないので、公共職業安定所に登録された求職者と就職者から算出した「就職率」などを代理指標としてみる。

日本の政府統計データでは、通常、障害者を「身体障害者」「精神薄弱者」「精神障害者」の3つのカテゴリーで把握することがが多い。この3つのカテゴリーを網羅した総合的調査は現在のところない。作成機関によってそのなかで取り上げる障害者のカテゴリーが限定されていたり、調査対象の範囲が異なる。

そこで、本章では障害者人口総数や就業・雇用状態の全体がわかる厚生省関連調査、障害者の雇用について詳しい労働省関連調査、障害者の新規学卒者の状況がわかる文部省関連調査と、作成機関ごとに就業・雇用関連データを整理・分析して、最後にこれらの統計調査から明らかとなる最近の日本における障害者の就業・雇用の全体像を描いてみることにしよう。

第2節 厚生省関係統計調査

1 障害者総数と障害の種類

(1) 身体障害者

厚生省の『身体障害者実態調査』は、身体障害者人口、その障害の種類・程度・原因、日常生活

活の状況・補装具の所持状況・各種年金の受給状況・住宅状況などについて、「在宅の身体障害者」を対象とした身体障害者の総合的調査である。ただし、このなかには施設収容者は含んでいない。そして、日常生活の状況のなかには障害者の就労状況を把握できる調査項目がある。

最新の1991年（平成3年）の調査結果は、昨年の1月と12月に「平成3年身体障害者実態調査結果の概要」として公表されたが、本報告書は未刊である。ここではその概要から身体障害者総数についてみておこう [厚生省, 1993]。

就業と関係する年齢は18歳以上であるが、まず最初に、18歳未満の身体障害者数についてみておこう。ここでは表示していないが、91年の18歳未満の身体障害者総数は8万1千人である。前回の87年調査と比べると13%の減少である。その総数に対する障害者の種類別構成比では、肢体不自由者（59.9%）が最も多く、ついで、内部障害者（21.6%）、聴覚言語障害者（13.8%）、視覚障害者（4.8%）の順である。また、障害の程度では重度の1～2級が59.9%、中度の3～4級が25.8%、軽度の5～6級が7.8%である。

以下では就業と関係する18歳以上の身体障害者に限定して述べる。91年の18歳以上の身体障害者総数は272万人2千人である（図2-1）。前回の87年調査と比較するとその総数は12.8%の増加である（表2-3）。なお、参考に92年の「社会福祉施設調査報告」（厚生省）をみると、18歳以上の身体障害者更生援護施設在所者数は3万7千人である。

91年の人口千人あたりの障害者の比率（出現率）でみると、91年は28.3人と、前回調査の26.7人と比べ6%の増加である（表2-1）。年齢別では、50歳代以降、とくに60歳代や70歳以降での出現率が高い。

91年の身体障害者総数272万人について障害の種類別にその内訳をみると、肢体不自由者が57.1%と最も多く、ついで内部障害者16.8%、聴覚言語障害者13.2%、視覚障害者13.0%の順である（図2-1、表2-2）。前回調査と比較すると、増加率は内部障害の56.8%が最も高く、ついで視覚障害者15.0%、肢体不自由者6.4%、聴覚言語障害者1.1%の順である。

障害の程度をあらわす障害等級をみたのが表2-3である。1～2級の重度障害者は40.1%、3～4級の中度障害者は35.1%、5～6級の軽度障害者は19.3%である。前回調査と比較すると重度障害者は18.3%の増加である。1級だけみると34.3%と大幅に増加している。また、障害の種類別に重度障害者の比率をみると、視覚障害者では57.5%、内部障害者では53.1%と、この2つの障害者は半数以上が重度障害者で占められていることわかる。ついで多いのが、肢体不自由者の34.8%、聴覚言語障害者の29.6%の順である。

性別では男性が55.2%、女性が42.2%と男性が多い（表2-4）。前回調査と比較すると、男性の増加率が10.8%と女性の8.8%よりも高くなっている。また、障害種類別にみると、視覚障

害者は男性よりも女性が多く、他の障害は男性の方が多い。内部障害者は男性の57.0%に対して女性は39.7%ととくに男性比率が高いのが目につく。

以上、これまで述べてきたことは18歳以上の老人を含む在宅障害者全体についてであることに留意されたい。障害者の就業・雇用問題や職業リハビリテーションに関する基礎データとしては、18~64歳の経済活動人口あるいは生産年齢人口に限定してみることが重要である。つまり、この労働力供給可能年齢の動向こそが障害者労働市場を考察する基本的視点となるからである。

表2-4から91年の障害者総数272万2千人のうち、18~64歳の障害者が占める比率は49.1%（133万3千人）、逆に65歳以上の老人が占める比率は48.8%（133万人）であることがわかる。前回調査と比べると、18~64歳の障害者は1.0%の減少であるのに対して65歳以上の障害者は24.5%と大幅に増加している。そして、65歳以上の障害者が占める比率は、前回調査と比べ4.6%ポイントも高くなっているのである。

もう少し詳しく前回調査と比較した年齢別の増減率をみると、18~19歳および60歳以上の年齢層では増加しているが、20~59歳の年齢層ではむしろ減少している。すなわち、この間の障害者総数の増加は、65歳以上の障害者によってもたらされてきていることがわかる。

91年の18~64歳の身体障害者総数に限定して、障害種類別構成比をみると、肢体不自由者59.6%（79万5千人）、内部障害者18.6%（24万8千人）、視覚障害者11.5%（15万3千人）、聴覚障害者10.4%（13万9千人）の順となる。

また、障害の種類によっても、18歳以上の総数のうち18~64歳層の占める比率は異なり、その比率が半数以上であるのは内部障害者（54.2%）や肢体不自由者（51.3%）で、逆に半数以下は視覚障害者（43.3%）や聴覚言語障害者（38.8%）である。

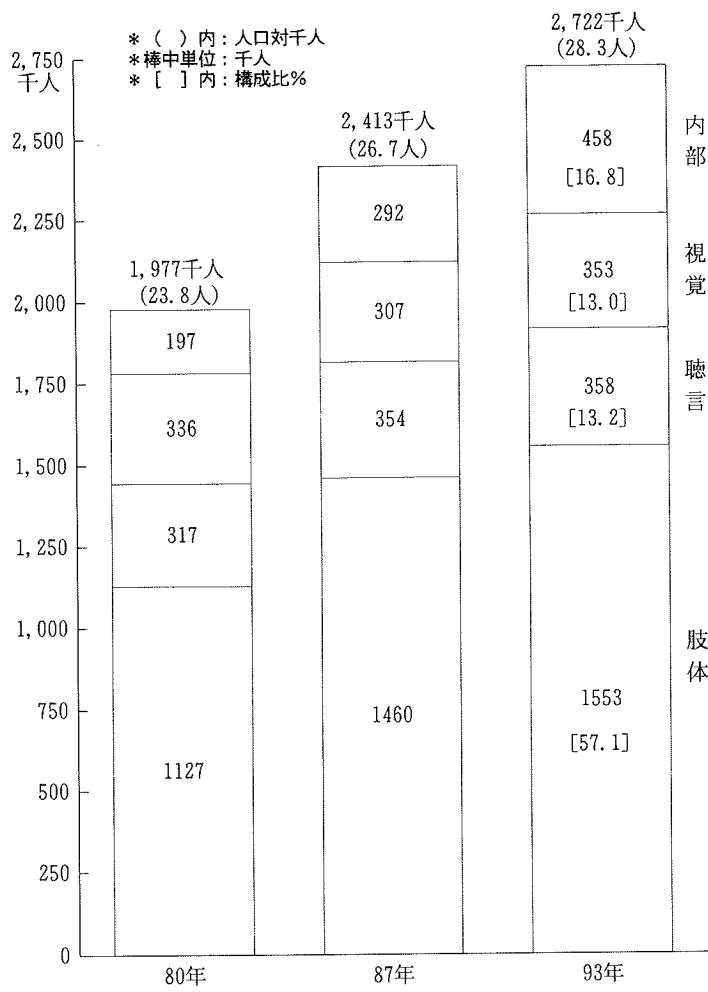
さらに、表2-1から年齢別人口千人あたりの身体障害者数=出現率をみると、加齢とともにこの出現率が高くなること、とくに65歳以上で高くなることがわかる。前回調査との比較でも65歳以上の年齢層での出現率が増加しているのに対して、18~19歳を除き18~64歳の年齢層での出現率は減少していることがわかる。

労働可能年齢で経済活動年齢人口である18~64歳の身体障害者だけに注目して作成したのが表2-5である。91年のその総数は133万3千人である。その年齢別の構成比では50~64歳が63.3%と約2/3を占め、前回調査の同じ構成比60.1%に比べ3.2%ポイントも高くなっている。この意味では18~64歳層の身体障害者の内部でも高齢化がみられるといえよう。つまり、経済活動年齢人口のなかで、約2/3が50~64歳の高年齢者によって占められており、障害者と高齢者が重なっている部分が大きいことがわかる。

障害種類別に50~64歳層が占める比率をみると、内部障害者（67.7%）が最も高く、ついで

視覚障害者（66.0%）、肢体力不自由者（63.2%）、聴覚言語障害者（52.5%）の順である。

図2-1 身体障害者総数の推移



資料出所：厚生省 [1993年]

表2-1 年齢階層別身体障害者の出現率（人口千人あたりの障害者の比率）
(人, %)

年	総 数	18~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~
91年	28.3	3.9	4.1	8.3	13.4	28.9	54.5	75.9	90.4
87年	26.7	2.2	4.9	9.1	15.7	31.7	56.9	72.9	88.0
増 加 率(%)	6.0	77.3	△16.3	△8.8	△14.6	△8.8	△4.2	4.1	2.7

△はマイナス

資料出所：厚生省 [1993]

表2-2 身体障害者の障害の種類別構成比

(千人, %)

年	実 数 (千人)						構 成 比 (%)					
	総 数	視覚障害	聴覚言語障害	肢 体 不自由	内 部 障 害	重複障害(再掲)	総 数	視覚障害	聴覚言語障害	肢 体 不自由	内 部 障 害	重複障害(再掲)
80年	1,977	336	317	1,127	197	150	100	17.0	16.0	57.0	10.0	7.6
87年	2,413	307	354	1,460	292	156	100	12.7	14.7	60.5	12.1	6.5
91年	2,722	353	358	1,553	458	121	100	13.0	13.2	57.1	16.8	4.4
91/87	12.8%	15.0%	1.1%	6.4%	56.8%	△22.4%	—	—	—	—	—	—

△はマイナス

資料出所：厚生省 [1993年]

表2-3 身体障害者の障害の程度別構成比

(千人, %)

年	実 数							
	総 数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	不 明
91年	千人 2,722 (100.0)	638 (23.4)	454 (16.7)	448 (16.5)	506 (18.6)	288 (10.6)	238 (8.7)	150 (5.5)
87年	千人 2,413 (100.0)	475 (19.7)	448 (18.6)	408 (16.9)	458 (19.0)	326 (13.5)	236 (9.8)	62 (2.6)
増 加 率 (%)	12.8	34.3	1.3	9.8	10.5	△11.7	0.8	141.9
91年 の 内 訳	視覚障害	353 (100)	127 (36.0)	76 (21.5)	32 (9.1)	29 (8.2)	29 (8.2)	39 (11.0) (5.9)
	聴覚障害	358 (100)	21 (5.9)	85 (23.7)	66 (18.4)	62 (17.3)	2 (0.6)	99 (27.7) (6.7)
	肢体不自由	1,553 (100)	250 (16.1)	290 (18.7)	247 (15.9)	319 (20.5)	257 (16.5)	101 (6.5) (5.7)
	内部障害	458 (100)	240 (52.4)	3 (0.7)	103 (22.5)	96 (21.0)	— (—)	— (—) (3.7)
	重複障害 (再掲)	121 (100)	62 (51.2)	28 (23.1)	14 (11.6)	10 (8.3)	5 (4.1)	1 (0.8) (0.8)

() 内は構成比(%) △はマイナス

資料出所：厚生省 [1993年]

表2-4 身体障害者の性、年齢別増減率及び構成比

(千人、%)

年	総 数	性 別			18~19 歳	20~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~	不 詳	
		男	女	不 詳										
91年	2,722 (100%)	1,502 (55.2)	1,150 (42.2)	70 (2.6)	16 (0.6)	71 (2.6)	136 (5.0)	266 (9.8)	467 (17.2)	377 (13.9)	412 (15.1)	918 (33.7)	58 (2.1)	
87年	2,413 (100%)	1,356 (56.2)	1,057 (43.8)	— (—)	8 (0.3)	78 (3.2)	182 (7.5)	269 (11.1)	483 (20.0)	326 (13.5)	312 (12.9)	766 (31.3)	— (—)	
増加率(%)	2.8	10.8	8.8	皆 増	100.0	△9.0	△25.3	△ 1.1	△ 3.3	15.6	32.1	21.4	皆 増	
91	視 覚 障 害	353 (100%)	167 (47.3)	177 (50.1)	9 (2.6)	1 (0.3)	7 (2.0)	15 (4.2)	29 (8.2)	55 (15.6)	46 (13.0)	44 (12.5)	147 (41.6)	10 (2.3)
年	聴 言 障 害	358 (100%)	196 (54.7)	154 (43.0)	8 (2.2)	4 (1.1)	11 (3.1)	19 (5.3)	32 (8.9)	47 (13.1)	26 (7.3)	46 (12.8)	165 (46.1)	9 (2.5)
11	肢 体 不 自由	1,553 (100%)	873 (56.2)	637 (41.0)	43 (2.8)	11 (0.7)	46 (3.0)	78 (5.0)	158 (10.2)	271 (17.5)	231 (14.9)	238 (15.3)	490 (31.6)	30 (1.9)
月	内 部 障 害	458 (100%)	265 (57.9)	182 (39.7)	11 (2.4)	0 (0.1)	8 (1.7)	24 (5.2)	48 (10.5)	93 (20.3)	75 (16.4)	84 (18.3)	117 (25.5)	9 (2.0)
分	重 複 障 害 (再掲)	121 (100%)	69 (57.0)	51 (42.1)	1 (0.8)	1 (0.8)	1 (0.8)	3 (2.5)	7 (5.8)	18 (14.9)	12 (9.9)	21 (17.4)	56 (46.3)	2 (1.6)
訳														

() 内は構成比(%) △はマイナス

資料出所：厚生省 [1993年]

表2-5 18~64歳の年齢別、障害の種類別身体障害者数
(千人、%)

年	総 数	18~19歳	20~29	30~39	40~49	50~59	60~64
91年	1,333 (100.0%)	16 (1.2)	71 (5.3)	136 (10.2)	266 (20.0)	467 (35.0)	377 (28.3)
87年	1,346 (100.0%)	8 (0.6)	78 (5.8)	182 (13.5)	269 (20.0)	483 (35.9)	326 (24.2)
増加率(%)	△1.0	100.0	△9.0	△25.3	△1.1	△3.3	△15.6
91年11月分の内訳	視覚障害 (100.0%)	153 (0.7)	1 (4.6)	7 (9.8)	15 (19.0)	29 (35.9)	46 (30.1)
	聴覚障害 (100.0%)	139 (2.9)	4 (7.9)	11 (13.7)	19 (23.0)	32 (33.8)	26 (18.7)
	肢体不自由 (100.0%)	795 (1.4)	11 (5.8)	46 (9.8)	78 (19.9)	158 (34.1)	271 (29.1)
	内部障害 (100.0%)	248 (0)	0 (3.2)	8 (9.7)	24 (19.4)	48 (37.5)	93 (30.2)
	重複障害 (再掲) (100.0%)	42 (2.4)	1 (2.4)	1 (2.4)	3 (7.1)	7 (16.7)	18 (42.9)

() 内は構成比(%) △はマイナス

資料出所：厚生省 [1993年]

(2) 精神薄弱者、精神障害者

厚生省『精神薄弱児（者）福祉対策基礎調査結果の概要』から1990年の精神薄弱者総数についてみよう [厚生省,1992]。調査結果からみた在宅の精神薄弱者は、18歳未満が10万人、18歳以上が16万8千人、「年齢不詳」をあわせた在宅の合計は28万4千人である（表2-6）。なお、これ以外にも「社会福祉施設調査」等から18歳以上の施設入所の精神薄弱者8万6千人がいることがわかる。

就業と関係する18歳以上の精神薄弱者は在宅で16万8千人である。その障害の程度、性、年齢をみたのが表2-7である。障害の程度では最重度12.6%、重度31.5%、中度27.5%、軽度23.5%と、重度以上は44.1%を占めている。また、男性は54.5%と女性の44.3%よりも多い。総数に対する年齢構成では、18~19歳が9.6%、20~29歳が30.9%、30~39歳が22.7%、40~49歳が18.3%、50~59歳が11.5%、60歳以上が6.9%である。50歳未満が81.5%と多くを占め、前述した身体障害者と比べ、高齢者の比率がきわめて低いことが大きな特徴である。

なお、精神障害者数については、「現在における精神障害者数（患者数）の正確な把握は、人権、プライバシーとの関連から、全国規模での抽出統計調査が近年実施されていないことから困難であるが、精神障害者に関する最後の統計抽出調査である厚生省『全国精神衛生実態調査』（1963年調査）における精神薄弱者を除く精神疾患（精神病、その他）有病率人口千対8.7を用いて、これと最近時点の推計人口（平成5年7月1日現在12,432万人）を掛け合わせて概数を推計すると、精

精神障害者数は現在全国で108万人と推計される」([岡上和雄ほか, 1993])

上記と同様の推計方法を用いて、90年国勢調査の総人口1億2328万人(年齢不明を除く)に0.0087を乗じると107万人、それを18歳以上と18歳未満の2つの年齢階層人口ウエイトにもとづいて単純に配分すると18歳以上の精神障害者数は82万人と推計される。また、厚生省の「患者調査」から精神障害者の傷病別受療率(人口10万人に対する推計患者数)が増加していることから、今後とも精神障害者(患者)の数は増加していくことが予想される。

なお、厚生省の「社会福祉施設調査報告」(92年)によると精神障害者社会復帰施設の在所者数は2千人と少ない。

表2-6 精神薄弱者の総数

- 90年9月 - (人)

	総 数	在 宅	施 設 入 所
総 数	385,100	283,800	101,300
18歳未満	115,100	100,000	15,100
18歳以上	254,400	168,200	86,200
不 詳	15,700	15,700	—

※在宅は、今回の調査結果による。施設入所は、社会福祉施設調査(平成2年10月1日)等による。

※施設入所とは、精神障害児施設(自閉症自施設を含む)、重症心身障害児施設、国立療養所委託病床(重症心身障害児)、精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設の各施設である。

資料出所：厚生省 [1992]

表2-7 障害の程度、性、年齢、障害の程度別精神薄弱者数

- 90年9月 - (人, %)

	総 数	男	女	不 詳	最重度	重 度	中 度	軽 度	不 詳
総 数	283,800 (100.0)	158,100 (55.7)	111,200 (39.2)	14,600 (5.1)	35,200 (12.4)	88,300 (31.1)	76,400 (26.9)	69,200 (24.4)	14,800 (5.2)
18歳未満	100,000 (100.0)	64,400 (64.4)	35,000 (35.1)	600 (0.6)	13,600 (13.7)	31,700 (31.7)	26,600 (26.6)	24,300 (24.4)	3,700 (3.7)
18歳以上	168,200 (100.0)	91,700 (54.5)	74,500 (44.3)	2,000 (1.2)	21,200 (12.6)	52,900 (31.5)	46,300 (27.5)	39,500 (23.5)	8,300 (4.9)
18～19	16,200	10,100	6,100	—	1,800	6,300	3,700	4,200	200
20～29	52,000	28,600	23,200	200	5,200	16,800	14,900	13,500	1,700
30～39	38,200	22,900	14,800	600	5,200	9,000	10,300	12,200	1,500
40～49	30,800	14,900	15,700	200	5,200	9,200	7,900	6,500	2,000
50～59	19,400	10,100	8,500	700	3,000	6,300	6,100	2,800	1,300
60以上	11,600	5,000	6,300	400	900	5,300	3,300	400	1,700
不 詳	15,700 (100.0)	2,000 (12.9)	1,700 (10.6)	12,000 (76.5)	400 (2.4)	3,700 (23.5)	3,500 (22.4)	5,300 (34.1)	2,800 (17.6)

資料出所：厚生省 [1992]

2 障害者の就業率と就業分野

(1) 身体障害者の就業

障害者総数のうち就業している人の比率を就業率という。日本では障害者の就業状態を示す基本指標としてこの就業率を用いることが多い。前述した厚生省 [1993] によると、91年の身体障害者の就業率は34.1%と前回調査（87年）の29.2%よりも4.9%ポイントも高くなっている（表2-8）。この身体障害者の就業率は、「概要」で参考として表示されている15歳以上人口の就業率62.0%と比べるとかなり低いことがわかる。もっとも、この15歳以上人口のなかには15~18歳の学生も多く含まれているので留意されたい。

身体障害者の就業率は障害種類によっても大きく異なる。就業率が最も高いのは聴覚言語障害者で42.8%、ついで肢体不自由者、内部障害者の33.6%、最も低いのが視覚障害者で28.1%である（表2-9）。

しかし、この身体障害者就業率の母数のなかには、近年増加が著しい65歳以上の老人を含んでいるので、当然就業率が低くなっていることに留意されたい。本来、障害者の就業状態をみる基本指標である就業率は、経済活動年齢人口である18~64歳に限定すべきであろう。最新の調査結果概要からは、年齢別の就業者数は現在のところ公表されていないので、18~64歳年齢層に限定した就業率は算出できない。

そこで、過去の調査結果にさかのぼって、18~64歳に限定して身体障害者就業率をみたのが図2-2である（障害者職業総合センター [1992]）。前回調査の87年には、18~64歳の就業率は42.9%と、65歳以上の老人を含む18歳以上の就業率29.0%よりもかなり高くなることがわかる。また、18~64歳に限定した障害種類別就業率は、老人を含む18歳以上の就業率とかなり異なり、最も高いのは聴覚言語障害者（47.5%）で、ついで肢体不自由者（44.5%）、視覚障害者（37.5%）、内部障害者（36.4%）の順である（図2-3）。こうした18~64歳に限定した障害者の就業率のこれから動向については大いに注目していかなければならぬであろう。

91年の18歳以上の身体障害者の就業者総数は89万4千人である。このなかでどのような就業形態で就業しているのかをみたのが表2-10である。「一般雇用者」が27.5%、「臨時雇」と「日々雇い入れ」を含む「臨時雇用者」が8.5%、「会社・団体の役員」が8.5%である。これら広い意味での雇用者の合計は44.2%（39万8千人）と半数にもみたない。他方、「自営業主」が24.8%、「家族従事者」と「内職」をあわせて18.4%、これら非雇用者の合計は43.2%（39万2千人）である。つまり、身体障害者の就業形態は雇用と非雇用が半々であることがわかる。また、「その他」と「回答なし」の合計が12.3%と多いことも目立つ。なお、厚生省関係統計調査ではないが、最

近の障害者の自営業の実態については道脇正夫ほか [1993, 1994] を参照されたい。

18歳以上の就業者について、前回の87年調査と比較して増減率を示したのが表2-11である。87年の身体障害者の就業者総数は70万1千人で、全体として就業者数は27.5%（19万3千人増）の増加である。障害の種類では内部障害者の増加率が76.2%と最も高く、ついで聴覚言語障害者の47.0%、視覚障害者41.2%、肢体不自由者の12.3%の順である。

就業形態別の増減率をみると、「一般雇用者」が27万7千人から24万6千人へと11%減少していることが注目される（表2-11）。「臨時雇」の伸びも小さい。逆に、増加が著しいのは「会社役員」で85.4%の増加となっている。しかし、広い意味での雇用（「一般雇用者」、「臨時雇」、「日雇」、「会社・団体の役員」）についてみると、87年の38万人から91年の39万8千人と4.7%の増加率である。

就業先の職業についての最新データは公表されていないので、前回の87年調査でみておこう（表2-12）。技能工などが24.3%と就業者の約1/4を占めている。ついで多いのが農林漁業従事者（13.3%）、事務従事者（10.7%）、専門・技術的職業従事者（10.4%）の順である。障害種類別にみると、視覚障害者はあんま・マッサージ・はり・きゅう従事者、聴覚言語障害者は技能工などがとくに多くなっているのが目立つ。肢体不自由者は技能工などが最も多いが、事務や専門的・技術的職業もかなりある。内部障害者は、技能工などよりも事務従事者が最も多い職業となっている。

表2-8 就業者数及び就業率の推移

- 91年11月 -

(千人, %)

	身体障害者数					一般 (総務庁労働力調査) (15歳以上就業率)
	総数	就業者	就業率	不就業者	回答なし	
80年	1,977	638	32.6	1,320	19	64.4
87年	2,413	701	29.2	1,698	13	59.0
91年	2,722	894	34.1	1,731	97	62.0
91年/87年	12.8	27.5	16.8	1.9	592.9	5.1

資料出所：厚生省 [1993]

表2-9 障害の種類別にみた就業・不就業の状況

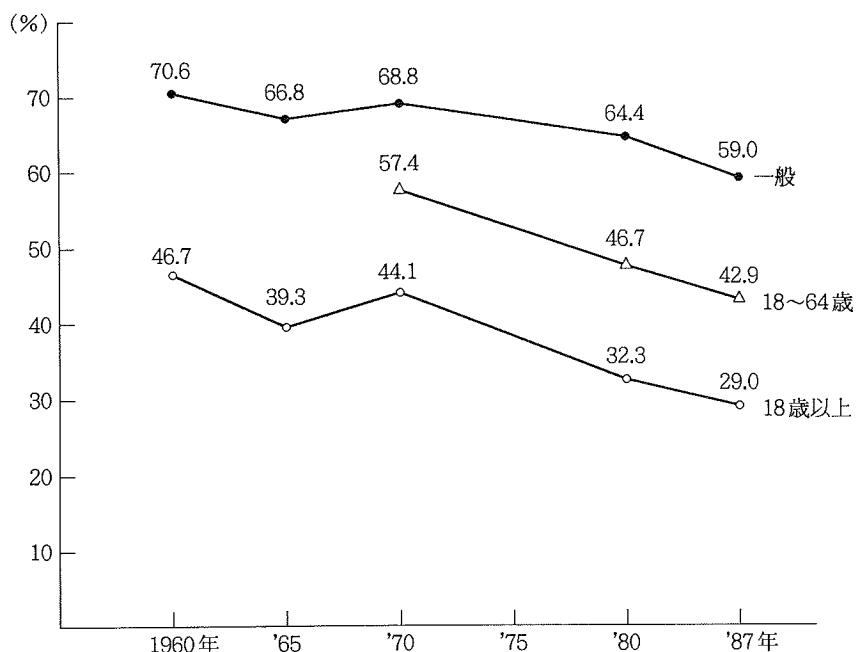
- 91年11月 -

(千人, %)

障害の種類	身体障害者数				
	総数	就業者	就業率	不就業者	回答なし
総 数	2,722	894	34.1	1,731	97
視覚障害	353	96	28.1	246	10
聴覚言語障害	358	147	42.8	196	16
肢体不自由	1,553	503	33.6	995	55
内部障害	458	148	33.6	294	16

資料出所：厚生省 [1993]

図2-2 18～64歳の身体障害者の就業率の推移



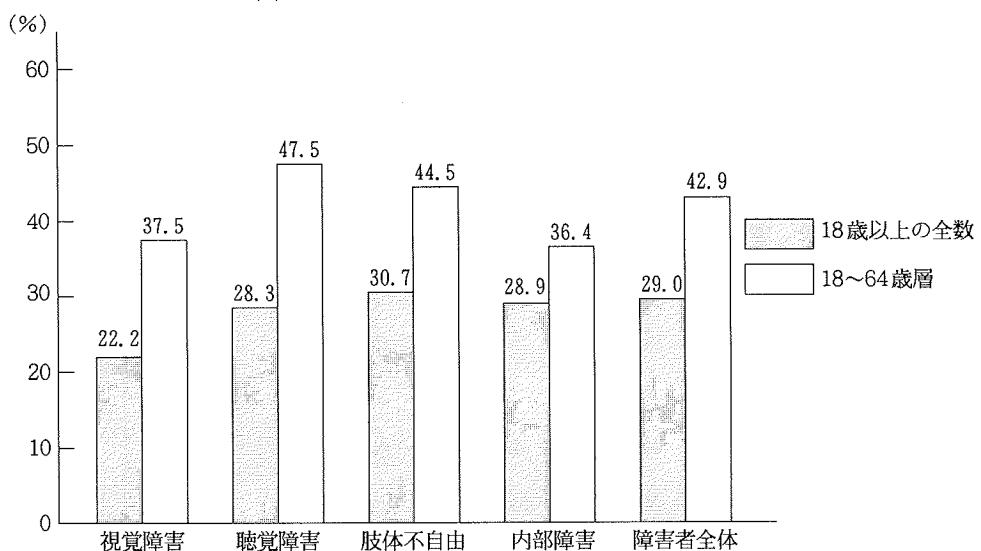
注) ①1960年、1965年は18～64歳の就業率が算出できない。

②一般は総理府の「労働力調査」による。

資料出所：厚生省 [1991]

障害者職業総合センター [1992]

図2-3 18~64歳の障害の種類別就業率



資料出所：厚生省 [1991]
障害者職業総合センター [1992]

表2-10 身体障害者の就業形態

- 91年11月 -

(千人, %)

就業形態	総 数	視覚障害	聴言障害	肢体不自由	内部障害
総 数	894 (100.0)	96 (100.0)	147 (100.0)	503 (100.0)	148 (100.0)
自 営 業 主	222 (24.8)	36 (37.8)	26 (17.6)	124 (24.7)	35 (23.9)
家 族 従 事 者	123 (13.7)	13 (13.4)	32 (21.6)	60 (12.0)	18 (11.9)
会 社 ・ 団 体 の 役 員	76 (8.5)	3 (3.5)	14 (9.8)	41 (8.2)	17 (11.3)
一 般 雇 用 者	246 (27.5)	23 (23.4)	37 (25.5)	140 (27.9)	46 (31.0)
臨 時 雇	45 (5.0)	4 (4.0)	6 (4.2)	25 (5.0)	10 (6.8)
日 々 雇 い 入 れ	31 (3.5)	5 (5.0)	3 (2.3)	20 (3.9)	3 (2.3)
内 職	42 (4.7)	2 (2.5)	8 (5.2)	26 (5.2)	6 (3.9)
そ の 他	42 (4.7)	4 (4.0)	6 (3.9)	25 (5.1)	7 (4.5)
回 答 な し	68 (7.6)	6 (6.5)	14 (9.8)	40 (8.0)	7 (4.5)

() 内は構成比(%)

資料出所：厚生省 [1993]

表2-11 就業形態別にみた87年と91年の増減率

(%)

就業形態	総数	視覚障害	聴言障害	肢体不自由	内部障害
就業者計	27.5	41.2	47.0	12.3	76.2
自営業主	29.8	28.6	100.0	9.7	105.9
家族従事者	61.8	160.0	77.8	46.3	50.0
会社役員	85.4	200.0	100.0	57.7	142.9
一般雇用者	△11.2	15.0	△2.7	△77.8	17.9
臨時雇	9.8	33.3	△40.0	4.2	150.0
日々雇い入れ	47.6	400.0	△40.0	53.8	200.0
内職	35.4	△34.0	300.0	8.3	200.0
その他の	150.0	66.7	200.0	140.7	250.0

△はマイナス

資料出所：厚生省 [1991, 1993]

表2-12 障害の種類別にみた職業別従事者数の割合

- 1987年 -

(%)

職業	総数	視覚障害	聴言障害	肢体不自由	内部障害
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農業・林業・漁業従事者	13.3	12.5	17.7	13.5	7.8
運輸・通信従事者	2.0	-	0.4	2.5	3.2
事務従事者	10.7	4.0	4.6	11.1	21.4
管理的事務従事者	4.3	2.2	2.7	4.1	8.6
販売従事者	9.1	5.7	6.2	9.7	11.8
あんま・マッサージ・はり・きゅう従事者	4.4	39.6	1.2	0.5	-
専門的・技術的職業従事者	10.4	7.9	6.2	11.1	13.7
サービス従事者	7.9	4.5	7.3	8.4	8.6
技能工・採掘・製造・建設・労務従事者	24.3	8.5	35.4	26.3	13.3
保安業	0.8	-	0.8	0.8	1.8
その他の職業従事者	12.8	15.2	17.7	11.9	9.6

注) この表の18歳以上の就業者総数は70万1千人であり、このなかには12万4千人の65歳以上の就業者が含まれている。

資料出所：厚生省 [1991]

(2) 精神薄弱者、精神障害者の就業

厚生省「精神薄弱児（者）福祉対策基礎調査」から、精神薄弱者の就業状況をみておこう。

90年のこの調査結果によると（厚生省〔1992〕）、精神薄弱者の「就労者」総数は10万人である（表2-13）。しかし、このなかには「作業所」での就労者（4万3千人）も含まれており、その比率は障害の程度が重度となるほど高くなり、「重度」以上では「就労者」全体の約2/3が「作業所」に就労している。

ちなみに丸山一郎〔1993〕によると、「働く能力と働く意思をもちながら、一般企業などで雇用されない人びとに就労（の）場を提供する社会福祉施設が＜授産施設＞である。／現在この授産施設に、身体障害や精神薄弱と言われる知的障害や精神障害をもつ人等約5万人（表2-15）が働いている。／授産施設の80パーセントが民営であり、社会福祉法人が経営している。／授産施設は重度障害者用施設として優先的に整備されてきたが、利用を希望する待機者の状況からみても数的に不足している。また、地域的に偏在しているため、障害をもつ人の身近な所に施設がない状況にある。（このことが、全国各地に小規模作業所が急増している一因である。）／……全国の各地域には、3千カ所を越す小規模作業所が生まれ、3万人の人びとが作業活動をしている……」という。こうした授産施設や小規模作業所への「就労」が、表2-13の合計のなかに含まれている。

前述した身体障害者の就業者数とあわせるために、ここでは表2-13の「作業所」の「就労者」の4万3千人を除き、「正規の職員」「臨時雇」「日雇」「内職」「家の仕事手伝い」を就業者とするとの合計は5万2千人である。前述した18歳以上の在宅精神薄弱者総数16万8千人に対するその就業者の比率=就業率は30.1%となる。18歳以上の在宅精神薄弱者総数のうち60歳以上は7%（1万人）にすぎないので、そのほとんどが18~64歳の経済活動人口であるといえる。精神薄弱者の就業率30.1%は、87年の18~64歳の身体障害者就業率42.9%と比べるときわめて低いといえよう。また、広い意味での雇用者（「正規の職員」「臨時雇」「日雇」）数は3万8千人で、18歳以上の「作業所」を除く就業者数5万2千人に対するその雇用者の比率は73.1%である。

精神薄弱者の就業分野をみたのが表2-14である。前述した就業者合計5万2千人（「正規の職員」「臨時雇」「日雇」「内職」「家の仕事手伝い」の合計）に対する比率で表2-14を計算しなおしてみると、最も多い分野である製造業の就業者の比率は46.1%である。

なお、厚生省関係統計調査ではないが最近の精神障害者の雇用状況については、サンプルの制約もあるが岡上和雄ほか〔1994〕を参照されたい。

表2-13 精神薄弱者の就労形態

- 90年9月 -

(人, %)

	総 数	正規の職員	臨時雇	日雇	内職	家の仕事の手伝い	その他	作業所	不詳
総 数	100,300 (100.0)	22,267 (22.2)	11,234 (11.2)	4,814 (4.8)	1,805 (1.8)	11,835 (11.8)	2,608 (2.6)	43,330 (43.2)	2,407 (2.4)
最重度	5,500 (100.0)	(-)	(-)	(3.3)	(-)	(6.7)	(-)	(90.0)	(-)
重 度	28,400 (100.0)	(9.7)	(6.5)	(2.6)	(1.9)	(10.4)	(1.9)	(66.9)	(-)
中 度	29,700 (100.0)	(24.2)	(10.6)	(6.2)	(1.2)	(13.7)	(3.7)	(38.5)	(1.9)
軽 度	33,000 (100.0)	(36.3)	(17.3)	(6.1)	(2.2)	(9.5)	(2.8)	(20.7)	(5.0)
不 詳	3,700 (100.0)	(10.0)	(15.0)	(-)	(5.0)	(35.0)	(-)	(30.0)	(5.0)

資料出所：厚生省 [1992]

表2-14 就業精神薄弱者の業務

- 90年9月 -

(人, %)

	総 数	農畜産業 林業、漁業	工事業	製造・ 加工業	卸売、 小売業	飲食店	クリー ニング 店	清掃業	その他	作業所	不詳
総 数	100,300 (100.0)	8,124 (8.1)	5,115 (5.1)	24,172 (24.1)	2,006 (2.0)	2,006 (2.0)	2,006 (2.0)	2,809 (2.8)	9,428 (9.4)	43,129 (43.0)	1,505 (1.5)
最重度	5,500 (100.0)	(6.7)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(3.3)	(-)	(90.0)	(-)
重 度	28,400 (100.0)	(7.1)	(1.3)	(11.7)	(1.3)	(0.6)	(0.6)	(0.6)	(8.4)	(67.5)	(0.6)
中 度	29,700 (100.0)	(9.9)	(5.0)	(27.9)	(1.9)	(0.6)	(4.3)	(3.7)	(9.3)	(37.3)	(-)
軽 度	33,000 (100.0)	(6.1)	(8.9)	(35.2)	(3.4)	(5.0)	(1.7)	(3.9)	(11.7)	(20.7)	(3.4)
不 詳	3,700 (100.0)	(20.0)	(10.0)	(25.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(10.0)	(30.0)	(5.0)

資料出所：厚生省 [1992]

表2-15 授産施設の設置数と利用人員

(厚生省社会福祉施設調査 91年10月1日現在)

根拠法	施設種別	施設数	定員	利用現員
生活保護法	生活保護授産施設	75	3,175	2,738
社会福祉事業法	社会事業授産施設	155	6,347	5,616
身体障害者福祉法	身体障害者授産施設	85	4,610	4,006
	身体障害者通所授産施設	120	3,921	2,597
	重度身体障害者授産施設	121	7,744	7,423
	身体障害者福祉工場	27	1,500	1,258
精神薄弱者福祉法	精神薄弱者授産施設・入所	184	11,697	11,474
	精神薄弱者授産施設・通所	436	16,051	15,245
	精神薄弱者福祉工場	7	235	220
精神保護法	精神障害者授産施設・通所	33	719	586
	計	1,243	54,999	51,163

(注) 精神障害者の授産施設(入所)および福祉工場は調査時点では未設置

資料出所：丸山一郎 [1993]

第3節 労働省関係統計調査

1 身体障害者及び精神薄弱者の雇用状況調査

労働省の毎年6月1日時点の身体障害者雇用状況調査（労働省・日本障害者雇用促進協会 [1993]）は、法定雇用率の達成状況が明確となる調査である。前述した厚生省の在宅障害者を対象とした調査とは異なり、障害者雇用率制度の対象となる常用雇用者規模63人以上の企業を調査対象として、障害者（身体障害者と精神薄弱者）の雇用者数を把握している調査である。この調査結果から、常用労働者数に対する障害者の数（重度障害者の場合はダブルカウントで換算された数）の比率＝実雇用率が企業規模及び業種別に公表されている。

93年の民間企業における実雇用率は1.41%と、法定雇用率の1.6%には0.19%ポイント達していないが、この3ヶ年間の景気後退期にもかかわらず対前年の障害者数の増加は、ダブルカウントした換算値で1万人以上と着実に上昇してきていることがわかる（表2-16）。

障害者の雇用状況をみる場合、重度障害者をダブルカウントせずに実際に雇用されている障害者数でみることも重要である。93年調査でカバーしている障害者数は18万7千人（ダブルカウントしない数）で、前述した厚生省調査の障害者の雇用者総数43万6千人（役員を含む広い意味での雇用者に限定すると身体障害者は39万8千人(91年)、精神薄弱者は3万8千人(90年)）に対する比率は42.9%となる。そして、残りの57.1%は63人未満規模の雇用者と推定できよう。もっとも、身体障害者では「一般雇用者」24万6千人、精神薄弱者では「正規の職員」2万2千人と、狭い意味での雇用者に限定し両者を合計すると26万8千人となる。この合計に対する93年調査の障害者数18万7千人の比率は70.0%と、93年調査のカバーリッジは高くなる。つまり、雇用者のなかでも常用的雇用に限定すると63人規模以上の企業に雇用されている障害者は2/3以上となり、法定雇用率制度はこれらの雇用者に大きな影響を与えていることがわかる。

表2-17から企業規模別にみた実雇用率や法定雇用率未達成企業の割合、障害者雇用の状況がわかる。すなわち、①実雇用率は小規模企業ほど高く、大規模企業では低いこと（ただし、500～999人規模では1,000人以上規模よりも低い）、②そして、雇用率未達成企業の割合は大規模企業ほど高く、1,000人以上の企業では77.9%にも達していること、③ダブルカウントしない障害者数18万7千人のうち、1,000人以上の企業規模が41.8%、300人以上規模でみると62.7%を占めており、大企業が障害者雇用に大きく貢献していること、④しかし、常用労働者数の構成比とダブルカウントしない障害者数の構成比を比較すると（ここでは後者から前者を引く）、63～99人規模は+3.9%ポイント、100～299人規模+2.7%ポイント、300～499人規模は-0.3%ポ

イント、500～999人規模は－1.2%ポイント、1,000人以上規模は－4.7%ポイント、と300人以上の大企業では常用労働者の構成比と比べてみて障害者雇用は少ないといえること、などがわかる。

また、産業別にみた障害者雇用の状況から以下のことがわかる（表2－18）。①ダブルカウントしない障害者総数18万7千人の産業別雇用分野では、製造業が50.3%で最も多く約半数を占め、ついでサービス業17.4%、卸売・小売業、飲食店12.8%、金融・保険、不動産業7.5%の順である。これら4つの産業で88%を占めていること、②この4つの産業のうち、実雇用率は製造業で最も高く1.67、ついでサービス業1.44、金融・保険、不動産1.18、卸売・小売、飲食店0.93の順であること、③製造業のなかで、実雇用率が高いのは繊維・衣服、木材・家具、金属製品などで2.0以上となっていること、④前述の4つの産業について、常用労働者数の構成比とダブルカウントしない障害者数の構成比を比較すると（ここでは後者から前者を引く）、製造業は+7.7%ポイント、サービス業+0.2%ポイントであるのに対して、卸売・小売業、飲食店は－6.7%ポイント、金融・保険、不動産業は－1.5%ポイントで、後者グループの産業で常用労働者の構成比と比べて障害者雇用は少ないといえること、などがわかる。

過去1ヶ年間における新規雇い入れの障害者総数1万9千人（ダブルカウントした数）の状況は、図2－4～5からわかる。企業規模別では、1,000人以上規模に48.2%、300人以上規模でみると68.9%となり、新規入職者の2／3強がいわゆる大企業に就職していることがわかる。産業別では製造業の入職者が42.0%で最も多く、ついでサービス業21.2%、卸売・小売業、飲食店17.8%、金融・保険、不動産業10.0%の順である。これら4つの産業で91%を占めている。

表2-16 民間企業における障害者
(人, %)

年	障害者数(人)	前年比増減	実雇用率(%)		前年比増減
1988年	187,115	15,235	1.31	0.06	
89	195,276	8,161	1.32	0.01	
90	203,634	8,358	1.32	0.00	
91	214,814	11,180	1.32	0.00	
92	229,627	14,813	1.36	0.04	
93	240,985	11,358	1.41	0.05	
	《237,621》	《7,994》	《1.39》	《0.03》	

(注) 1 障害者とは、次に掲げる者の合計数である。

88年～92年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、精神薄弱者

93年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、精神薄弱者（重度精神薄弱者はダブルカウント）、重度身体障害者である短時間労働者、重度精神薄弱者である短時間労働者

2 《 》内はそれぞれ制度改正前の前年度と同じ方法によって計算した数値である。

資料出所：労働省・日本障害者雇用促進協会 [1993]

表2-17 民間企業における企業規模別障害者の雇用状況

- 93年6月 - (人, %)

規 模 区 分	① 企業数	② 常用労働者数	障 害 者 の 数			③ 実雇用率 $C \div (2) \times 100$	④ 雇用率 未達成 企業の 割合	⑤ ダブルカウ ントしない 障害者数 $A + B$
			A. 重 度 障害者 (常用)	B. 重 度 障害者(常 用)以外 の障害	C. 計 $A \times 2 + B$			
63～99	15,900	人 1,251,385 (7.3)	人 5,505	人 15,361	人 26,371	% 2.11	% 42.3	% 20,866 (11.2)
100～299	26,819	人 4,053,233 (23.7)	人 12,147	人 37,150	人 61,444	% 1.52	% 45.3	% 49,297 (26.4)
300～499	4,941	人 1,686,663 (9.9)	人 4,797	人 12,676	人 22,270	% 1.32	% 58.0	% 17,473 (9.6)
500～999	3,458	人 2,134,018 (12.5)	人 6,152	人 14,960	人 27,264	% 1.28	% 67.4	% 21,112 (11.3)
1,000人以上	2,571	人 7,947,151 (46.5)	人 25,666	人 52,304	人 103,636	% 1.30	% 77.9	% 77,970 (41.8)
計	53,689	人 17,072,450 (100.0)	人 54,267	人 132,451	人 240,985 (100.0)	% 1.41	% 48.6	% 186,718 (100.0)

(注) () は構成比

資料出所：労働省・日本障害者雇用促進協会 [1993]

表2-18 民間企業における産業別障害者の雇用状況

- 93年6月 -

(人, %)

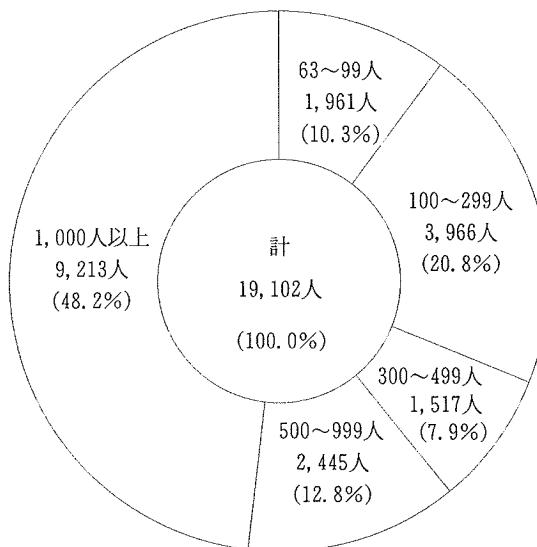
区分	① 企業数	② 常用労働者数	障 壱 者 の 数			③ 実雇用率 $C \div ② \times 100$	④ 雇用率未達成 企業の割合	⑤ ダブルカウ ントしない 障害者数 A + B
			A. 重 度 障害者 (常用)	B. 重度障 害者(常 用)以外 の障害	C. 計 $A \times 2 + B$			
農、林、漁業	企業 107	人 18,950 (0.1)	人 41	人 195	人 277	1.46	38.3	236 (0.1)
鉱業	57	11,815 (0.0)	39	139	217	1.84	31.6	178 (0.0)
建設業	1,960	657,030 (3.8)	1,790	4,512	8,092	1.23	46.2	6,302 (3.4)
製造業	21,200	7,287,493 (42.6)	27,977	66,023	121,977	1.67	34.0	94,000 (50.3)
食料品・たばこ	2,536	707,569	2,174	7,107	11,455	1.62	36.0	
繊維・衣服	2,511	470,708	2,263	6,439	10,965	2.33	23.6	
木材・家具	703	123,700	754	2,075	3,583	2.90	19.1	
パルプ・紙・出版	1,958	477,911	1,806	4,447	8,059	1.69	36.0	
化学工業	1,798	826,176	2,226	6,220	10,672	1.29	47.7	
窯業・土石	827	207,685	723	2,505	3,951	1.90	28.1	
鉄鋼	330	215,352	650	2,348	3,648	1.69	20.6	
非鉄金属	317	138,859	436	1,212	2,084	1.50	31.2	
金属製品	1,591	321,145	1,352	4,037	6,741	2.10	28.2	
電気機械	3,525	1,784,718	7,893	11,977	27,763	1.56	39.1	
その他機械	4,029	1,708,429	6,582	14,505	27,669	1.62	34.6	
その他	1,075	305,241	1,118	3,151	5,387	1.76	35.7	
電気・ガス 熱供給・水道業	124	189,253 (1.1)	612	1,537	2,761	1.46	61.3	2,149 (1.2)
運輸・通信業	2,948	1,110,416 (0.6)	3,160	10,309	16,629	1.50	40.4	13,469 (7.2)
卸売・小売業、 飲食店	11,896	3,322,825 (19.5)	6,846	17,058	30,750	0.93	67.3	23,904 (12.8)
金融・保険・ 不動産業	2,109	1,534,267 (9.0)	4,021	10,004	18,046	1.18	73.3	14,025 (7.5)
サービス業	13,288	2,940,401 (17.2)	9,781	22,674	42,236	1.44	53.3	32,455 (17.4)
計	53,689	17,072,450 (100.0)	54,267	132,451	240,985	1.41	48.6	186,718 (100.0)

(注) () は構成比

資料出所：労働省・日本障害者雇用促進協会 [1993]

図2-4 民間企業における企業規模別新規雇入れ障害者の状況

- 93年6月 -

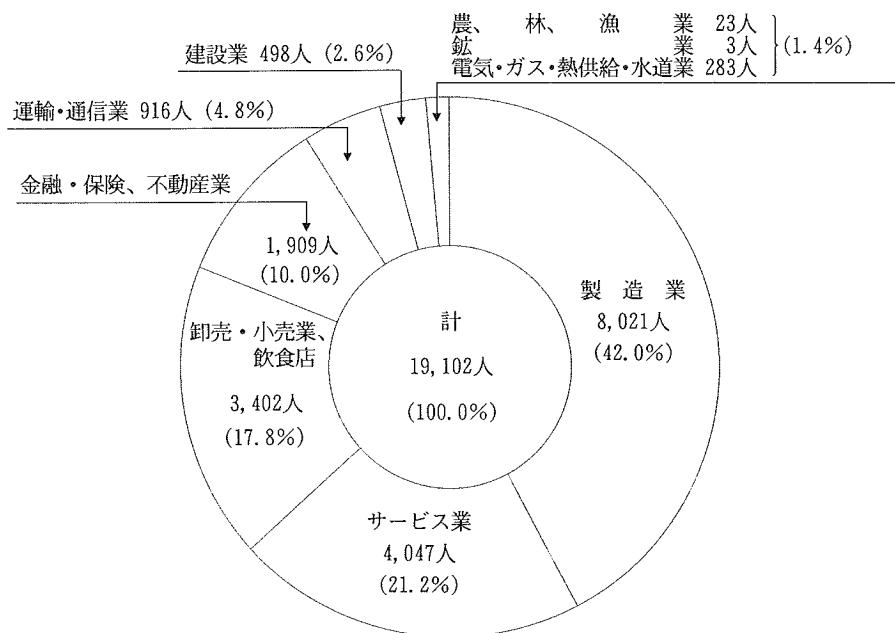


- (注) 1. 障害者は表2-16と同じ
 2. () 内は構成割合(%)を示す。
 3. 新規雇入れとは、前年6月2日から本年6月1日までの1年間に雇い入れられ、本年6月1日現在在職しているものである。

資料出所：労働省・日本障害者雇用促進協会 [1993]

図2-5 民間企業における産業別新規雇入れ障害者の状況

- 93年6月 -



(注) 図2-4と同じ

資料出所：労働省・日本障害者雇用促進協会 [1993]

2 身体障害者等雇用実態調査（88年）など

『身体障害者等雇用実態調査』は数年ごとに実施している調査である。1988年に実施した調査では、30人以上の常用労働者を雇用する民間事業所（約1万事業所を抽出）を対象に身体障害者及び精神薄弱者の雇用の実態を把握している（労働省〔1990〕）。

この調査から民間事業所常雇30人規模以上の全国の身体障害の雇用者数は20万4千人、うち「本工」などの常用名義の身体障害者は19万3千人（男15万6千人、女3万7千人）、「臨時工」などの臨時・日雇名義の身体障害者は1万1千人と推計している。また、精神薄弱者は2万5千人で、うち常用名義の精神薄弱雇用者は2万2千人（男子1万6千人、女子6千人）、臨時・日雇名義は3千人と推計している。つまり、民間事業所常雇30人規模以上の全国の障害雇用者数は身体障害者と精神薄弱者をあわせて22万9千人である。なお、この調査は前述した労働省の障害者雇用状況調査と異なり、企業ではなく事業所をベースとした調査であることに留意されたい。

身体障害の雇用者総数20万4千人を障害種類別にみると、肢体不自由者が最も多く63.0%（12万9千人）、ついで聴覚障害者16.7%（3万4千人）、視覚障害者8.7%（1万8千人）、内部障害者6.8%（9千人）の順である（表2-19）。

身体障害者と精神薄弱者あわせた雇用者総数22万9千人に対する障害種類別構成比をみると、肢体不自由者が最も多く56.3%、ついで聴覚障害者14.8%、精神薄弱者10.9%、視覚障害者7.9%、内部障害者6.1%の順である。

身体障害者の産業別雇用状況をみたのが表2-20-(1)である。健常者を含む全体の常用労働者と比べ製造業のウエイトがとくに高く、製造業での雇用が47.0%と半数弱を占めている。ついで、サービス業14.4%、卸売・小売業、飲食店13.2%の順である。視覚障害者はサービス、聴覚障害者は製造業がとくに高いのが目につく。精神薄弱者は製造業が約2/3、サービス業が約1/3と雇用分野の産業の偏りが大きい（表2-20-(2)）。

障害者の雇用先の事業所規模別（企業規模ではない）構成比をみたのが表2-21-(1)～(2)である。健常者を含む全体の常用労働者と比べ、500人以上規模での雇用される障害者の割合が高い。とくに、聴覚障害者と内部障害者でその割合が高くなっている。逆に、精神薄弱者は500人未満の小規模事業所で雇用される割合が96%とほとんどを占め、大きく偏っていることがわかる。

身体障害者の職業では技能工などのウエイトが最も高く43.8%を占め、ついで事務である（表2-22-(1)）。聴覚障害者は技能工などのウエイトが最も高く72.7%である。また、肢体不自由者の職業で最も高いのが技能工などである。これに対して、視覚障害者は事務や専門・技術が高い。内部障害者は事務や管理が高い。精神薄弱者は技能工などが約2/3を占め、ついで多いのが

サービスである（表2-22-(2)）。

障害者の賃金について、1ヶ月に決まって支給する給与額をみたのが、表2-23である。健常者を含む全体の常用労働者の給与額を100とすると、身体障害者の計で81、男子は90、女子は55である。精神薄弱者の場合、さらに低く42で、そこでは男女間の格差はみられない。もっとも、賃金の比較は年齢や職種などをコントロールしないと正確にはできない。ここでは、それらを無視した平均賃金の比較なので留意されたい。

障害者の入職経路として公共職業安定所の果たしている役割は大きい。とくに重度身体障害者や精神薄弱者では、公共職業安定所を利用して入職した人の比率がとくに高くなっている（表2-24-(1)～(2)）。障害者の就職にあたって公共職業安定所の果たしている役割が大きいことがわかる。

なお、上記の88年実施の『身体障害者等雇用実態調査』とは別に、労働省職業安定局集計として、身体障害者に関してだけであるが91年時点の障害程度別就業者数及び就業率が公表されている（労働省〔1993a〕の参考2：障害者の雇用状況）。そこでは雇用ではなく就業者ベースであるが、身体障害者の就業者総数は66万1千人、就業率は43.7%である（表2-25）。また、障害程度別の就業率では、重度が33.0%、中度が48.4%、軽度が57.5%と、障害程度が重くなるほど就業率も低くなっていることがわかる。

表2-19 障害の種類別身体障害者の雇用状況

- 88年10月 -

(%)

計		視覚障害	聴覚障害	小計	肢 体 不 自 由						内部 障害	不明	
					上肢 切 断	上肢 機 能	下肢 切 断	下肢 機 能	体 幹	脳変 上肢	脳変 移 動		
計	100.0	8.7	16.7	63.0 (100.0)	(14.5)	(28.6)	(5.7)	(44.7)	(5.9)	(0.4)	(0.3)	6.8	4.8
	100.0	9.1	13.6	64.2 (100.0)	(16.7)	(28.9)	(6.5)	(42.2)	(5.3)	(0.2)	(0.3)	7.8	5.2
	100.0	7.0	29.5	57.8 (100.0)	(4.2)	(27.3)	(1.9)	(56.3)	(8.7)	(1.4)	(0.3)	2.6	3.1

(注) 肢体不自由の内訳は、肢体不自由の計を100とした場合の割合である。

資料出所：労働省〔1990〕

表2-20-(1) 産業別身体障害者の雇用状況

- 88年10月 -

(%)

	計	鉱業	建設業	製造業	電気供給・ガス水道熱業	運輸・通信業	卸飲食売・小売業	金融・保険業	不動産業	サービス業
計	100.0	0.2	4.3	47.0	1.0	9.5	13.2	10.1	0.3	14.4
視覚障害	100.0	0.1	2.7	18.5	0.6	7.0	7.1	5.7	0.2	58.2
聴覚障害	100.0	0.1	2.8	69.6	0.4	1.6	10.4	8.1	0.2	6.7
肢体不自由	100.0	0.3	4.4	46.3	1.1	10.7	14.5	11.5	0.3	10.8
内部障害	100.0	0.1	6.0	38.1	1.5	14.7	17.4	9.6	0.3	12.0
一般常用労働者	100.0	0.2	6.4	36.4	1.1	10.3	15.8	4.9	0.5	24.4

(注) 1 一般常用労働者は労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」(昭和63年9月分)による。

2 計欄には障害種類の不明の者を含む。

資料出所：労働省 [1990]

表2-20-(2) 産業別精神薄弱者の雇用状況

- 88年10月 -

(%)

	計	建設省	製造業						卸飲食売・小売業	サービス業	その他の産業	
			織衣維工業服	食た糧ば品・こ	金属製品	機械工業	木材・家具	そ製の造他業				
精神薄弱者	100.0	1.8	66.0 (100.0)	(15.3)	(16.6)	(15.4)	(22.2)	(11.2)	(19.3)	2.1	29.8	0.2
一般常用労働者	100.0	6.4	36.4 (100.0)	(10.1)	(9.5)	(7.1)	(39.5)	(4.2)	(29.6)	15.8	24.4	17.0

(注) 1. 製造業の内訳は、製造業の計を100とした割合である。

2. 一般常用労働者は労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」(昭和63年9月分)

資料出所：労働省 [1990]

表2-21-(1) 事業所規模別別身体障害者の雇用状況

- 88年10月 -

(%)

	計	30~99人	100~499人	500~999人	1,000人以上
計	100.0	35.1	39.8	9.8	15.3
障害の種類					
視覚障害	100.0	55.7	31.4	6.3	6.7
聴覚障害	100.0	37.8	30.0	9.3	22.9
肢体不自由	100.0	32.7	43.3	9.7	14.4
内部障害	100.0	27.2	42.4	14.2	16.2
障害の程度					
重度	100.0	36.5	34.7	11.1	17.8
中度	100.0	34.0	42.5	9.8	13.6
軽度	100.0	30.3	41.5	10.0	18.3
一般常用労働者	100.0	44.0	36.7	8.7	10.6

(注) 1 一般常用労働者は労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」(昭和63年9月分)

2 計欄には障害種類、程度の不明の者を含む。

資料出所：労働省 [1990]

表2-21-(2) 事業所規模別別精神薄弱者の雇用状況

- 88年10月 -

(%)

	計	30~99人	100~499人	500~999人	1,000人以上
計	100.0	71.6	24.2	2.1	2.1
重度	100.0	80.2	17.8	1.3	0.7
中・軽度	100.0	73.8	21.9	2.2	2.1

(注) 計欄には精神薄弱の程度不明の者を含む。

資料出所：労働省 [1990]

表2-22-(1) 職業別身体障害者の雇用状況

- 88年10月 -

(%)

	計	専門・技術	管理	事務	販売	サービス	保安	運輸・通信	技能工、採掘・製造・建設及び労務
計	100.0	7.2	5.1	26.1	6.3	5.2	2.4	3.8	43.8
視覚障害	100.0	20.4	2.2	42.2	2.5	5.4	2.7	0.9	23.7
聴覚障害	100.0	4.3	1.7	14.6	1.1	4.0	1.2	0.4	72.7
肢体不自由	100.0	6.0	4.8	25.7	8.3	5.7	3.0	5.0	41.6
内部障害	100.0	7.9	13.7	38.8	4.0	3.3	0.9	4.7	26.7

(注) 計欄には障害種類が不明の者を含む

資料出所：労働省 [1990]

表2-22-(2) 職業別精神薄弱者の雇用状況

- 88年10月 -

(%)

	計	専門・技術	管理	事務	販売	サービス	保安	運輸・通信	技能工、採掘・製造・建設及び労務
計	100.0	0.0	0.1	0.1	2.2	28.7	0.1	0.1	68.9
男	100.0	0.0	0.1	0.1	1.0	38.6	0.1	0.1	60.1
女	100.0	0.0	0.1	0.2	5.3	2.3	0.0	0.0	92.0

資料出所：労働省 [1990]

表2-23 決まって支給する月額給与の格差状況

(千円)

	計	男	女
一般常用労働者	256.1 [100]		
身体障害者	208.0 [81]	229.6 [90]	140.3 [55]
精神薄弱者 計	107.0 [42]	107.0 [42]	106.9 [42]

(注) [] は一般常用労働者計を100としてみた場合の数値

資料出所：労働省 [1990]

表2-24-(1) 身体障害者の入職経路

- 88年10月 -

(%)

	計	公共職業 安 定 所	学校（含 各種学校）	職 業 訓 練 校	社会福 祉施設	縁 故	新聞広告 就職情報誌	そ の 他
計	100.0	37.6	18.7	1.1	0.3	12.1	7.9	22.3
重 度	100.0	44.1	23.9	2.2	0.8	7.6	5.2	16.2
中 度	100.0	38.1	15.2	0.5	0.1	16.2	5.8	24.2
軽 度	100.0	31.6	19.3	0.2	0.1	11.7	13.8	23.3

(注) 計欄には障害の程度が不明の者を含む。

資料出所：労働省 [1990]

表2-24-(2) 精神薄弱者の入職経路

- 88年10月 -

(%)

	計	公共職業 安 定 所	学校（含 各種学校）	職 業 訓 練 校	社会福 祉施設	縁 故	新聞広告 就職情報誌	そ の 他
計	100.0	51.1	27.6	3.2	8.5	0.8	0.0	8.8
重 度	100.0	61.9	32.7	0.0	3.6	0.0	0.0	1.8
中・軽度	100.0	48.8	26.9	2.2	10.0	0.8	0.0	11.2

(注) 計欄には精神薄弱の程度不明の者を含む。

資料出所：労働省 [1990]

表2-25 身体障害者の障害程度別就業率(割合)

障 害 程 度	合 计	就 業 者	未 就 業 者
計	100.0 % [151.2万人]	43.7 % [66.1万人]	56.3 % [85.1万人]
重 度	100.0 %	33.0 %	67.0 %
中 度	100.0 %	48.4 %	51.6 %
軽 度	100.0 %	57.5 %	42.5 %

(注) [] 内は、実数である。

資料出所：労働省職業安定局集計 (91年)

労働省 [1993a]

3 障害者の職業紹介状況

公共職業安定所経由の職業紹介状況は毎年公表されている。92年度1ヶ年間についてみたのが表2-26である（労働省 [1992]、労働省 [1993b]）。92年3月末の有効求職者数は第1種区分の身体障害者が4万5千人、第2種区分の精神薄弱者などが1万人、あわせて約5万5千人である。そして、第1種区分の身体障害者4万5千人のうち、37.0%（1万6千人）が重度障害者によって占められている。また、第2種区分のうち90%が精神薄弱者によって占められている。

92年4月～93年3月（92年度）の身体障害者の就職件数は約2万件なので、前述の92年3月末日の有効求職者総数に対する比率=就職率は45.0%となる。登録求職者のうち半数以下しか就職ができなかったことになる。もっともこの統計データには制約があることに留意されたい。それはこの有効求職者総数のなかには就業中のものが一部含まれていること、また、就職件数のなかには1人で複数以上の就職をした人が一部含まれているからである。有効求職者はすべて失業者で、1人1件の就職をしたと仮定すると、以下のことがわかる。

身体障害者の就職率は、障害の種類によってもかなり異なる。聴覚・言語障害者は69.3%と最も高い。最も低いのが内部障害者で30.5%である。他の種類の障害は40～45%である。

また、障害の程度別にみると重度障害者の就職率は49.4%、非重度障害者の就職率は42.4%と、重度障害者の就職率の方がむしろ高くなっている。

就職先の産業及び職業についてみたのが、表2-27である。第1種区分の身体障害者は、産業分野では製造業が40.9%、サービス業が26.4%と、この2つの産業で2/3以上を占めている。職業では技能工などが52.2%と半数以上、ついで事務22.5%が多く、この2つの職業分野で74.7%と3/4を占めている。他方、第2種区分の精神薄弱者についてみると、産業では製造業が60.8%を占め、職業では技能工などが84.8%を占め、第1種区分の身体障害者と比べ製造業や技能工などへの偏りが大きい。

表2-26 障害者の職業紹介状況（92年度）

(人、件、%)

登録 障害部位			性、程 度			有効求職者		就職件数		就職率(%)		
			計	重度 障害者	非重度 障害者	計	重度 障害者	非重度 障害者	計	重度 障害者	非重度 障害者	
有効求職者	第1種	計	44,594	16,483	28,111	20,057	8,140	11,917	45.0	49.4	42.4	
		1 視覚	3,691	1,629	2,062	1,564	810	754	42.4	49.7	36.6	
		2~4 聴覚、平衡、音声、言語そしゃく機能	7,222	4,137	3,085	5,005	3,438	1,567	69.3	83.1	50.8	
		5、6 上肢切断・機能	10,752	2,889	7,863	4,304	997	3,307	40.0	34.5	42.1	
		7、8 下肢切断・機能	12,328	2,401	9,927	5,508	1,022	4,486	44.7	42.6	45.2	
		9 体幹機能	2,787	887	1,900	1,125	348	777	40.4	39.2	40.9	
		10、11 脳病変による運動機能	1,210	610	600	537	226	311	44.4	37.0	51.8	
		12~15 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう直腸機能	6,604	3,930	2,674	2,014	1,299	715	30.5	33.1	26.7	
		計	9,762									
		精神薄弱者	8,680	2,282	6,398							
	第2種	その他	1,082									

(注) 1. 障害部位区分で、障害が重複している場合は、程度の重いものをとり、程度が同じ場合は分類番号の少ない方に区分している。

2. 第1種類登録者とは、身体障害者雇用促進法第2条の別表に該当する登録者であり、第2種登録者とは、職業安定法第22条に規定する「身体に障害のある者」、すなわち、就職上不利となるような身体的又は精神的障害を有する者のうち第1種求職登録者以外の者をいう。

3. 就職率は $\frac{92年4月～93年3月の就職件数}{92年3月末有効求職者数} \times 100$

資料出所：労働省 [1992]、労働省 [1993b]

表2-27 産業別、職業別就職状況（1992年度）

産業・職業		項目	第1種登録者		第2種登録者	
			重度障害者			精神薄弱者
産業	A. B. C 農林技業	57	16	115	103	
	D 鉱業	25	9	7	6	
	E 建設業	1,145	346	279	235	
	F 製造業	8,207	3,706	4,959	4,651	
	G 電気・ガス・熱供給・水道業	178	59	4	4	
	H 運輸・通信業	978	300	168	147	
	I 卸売・小売業、飲食店	2,897	1,099	1,041	919	
	J. K 金融・保険、不動産	1,209	406	18	16	
	L サービス業	5,286	2,183	1,755	1,560	
	M 公務	75	16	6	3	
職業	A 専門・技術	1,654	993	38	25	
	B 管理	29	6	2	1	
	C 事務	4,521	1,836	87	58	
	D 販売	747	248	174	144	
	E サービス	1,098	386	879	830	
	F 保安	623	142	21	14	
	G 農林技業	66	18	87	78	
	H 運輸・通信	852	218	13	9	
	I 技能工等	10,467	4,293	7,051	6,485	
合計			20,057	8,140	8,352	7,644

資料出所：労働省 [1993b]

第4節 文部省関係統計調査

ここでは文部省の『学校基本調査』から盲・聾・養護学校の卒業者のうち、上級学校への進学を除く卒業後の状況をみる（文部省〔1993〕）。そこから、特殊教育学校に限定されるが障害者の新規学卒の労働市場の状況がわかる。

93年3月の卒業者で上級学校へ進学しなかった者、つまり非進学者（就職者と無業者）についてみる（表2-28）。中学の場合、とくに盲学校及び聾学校では多くが上級学校へ進学するので非進学者はきわめて少ない。しかし、養護学校では非進学者数は1,569人と多いことがわかる。しかも、そのなかで就職者は2.9%にすぎず、残りの97.1%が無業者であり、その無業者のうち社会福祉施設等の入所・通所者が76.4%を占めている。

高等部の場合、盲学校の非進学者は215人、うち就職者は33.5%で、残り66.5%が無業者である。就職した職業では、専門・技術職が最も多く52.8%、ついでサービス22.2%である。また、無業者のうち、社会福祉施設等の入所・通所者は44.8%である。聾学校の非進学者は315人、うち就職者は81.9%で、残り18.1%が無業者である。就職した職業では、技能工などが最も多く79.1%、ついで事務が15.1%である。また、無業者のうち、社会福祉施設等の入所・通所者は57.9%である。

高等部の場合も、盲学校や聾学校の非進学者に比べ養護学校の非進学者は9,486人と非常に多い。非進学者のうち、就職者は36.0%と半数にも及ばず、残り64.0%は無業者である。就職した職業では、技能工などが最も多く65.7%、ついでサービス14.7%である。また、無業者のうち、社会福祉施設等の入所・通所者は80.9%である。

以上、3つの特殊教育学校の中学校部及び高等部の卒業後の非進学者の状況をまとめると以下のようになる。93年3月卒の新規学卒者で非進学者総数は11,602人、うち中卒は13.7%（1,586人）、高卒は86.3%（10,016人）と高卒が圧倒的に多い。そして、非進学者総数のうち就職者は3,788人、無業者は7,814人である。つまり、非進学者総数に対する就職率は32.6%である。また、無業者のうち社会福祉施設等の入所・通所者は6,181人で、無業者総数に占める比率は79.1%である。

さらに、93年3月卒の非進学者総数11,602人を3つの学校別にみると盲学校卒は2.0%（228人）、聾学校2.7%（319人）、養護学校95.3%（11,055人）と、非進学者のなかで養護学校卒業者が占める割合が圧倒的に多い。

表2-28 盲・聾・養護学校（中学部・高等部）の就職者・無業者

- 93年3月卒 -

(人)

学校の種類		計	盲学校	聾学校	養護学校
中 学 部	計 (a + b)	1,586	13	4	1,569
	就職者 (a)	46	-	-	46
	無業者 (b)	1,540	13	4	1,523
	(b) のうち社会福祉施設等の入所・通所	1,173	7	3	1,163
高 等 就 職 者 部	計 (c + d)	10,016	215	315	9,486
	計 (c)	3,742	72	258	3,412
	専門・技術	54	38	2	14
	事務	112	3	39	70
	販売	154	3	3	148
	サービス	523	12	8	503
	保安	3	-	-	3
	農林漁業	51	-	-	51
	運輸通信	23	-	-	23
	技能工など	2,461	16	204	2,241
上記以外		365	1	5	359
無業者 (d)		6,274	143	57	6,074
(d) のうち社会福祉施設等の入所・通所		5,008	64	33	4,911

注) 高等部養護学校卒の就職者計は、各職業別就職者の合計と一致したいため、ここでは「技能工など」の就職者数によって調整した。

資料出所：文部省 [1993]

第5節 結語

以上、日本における障害者の就業と関連する政府統計の整理・分析から障害者労働市場のマクロの状況について以下のことが明きらかとなった。まとめておこう。

(1) 働く意思と能力をもつ「労働力」が労働市場における労働供給総量となるが、日本の政府統計からは、この点については明らかにできない。障害者の「労働力」が把握できないので労働率率(=労働力／人口×100)も算出できない。そのため「労働力」よりも広い概念である「障害者人口」で把握するしかない。

利用できる統計データの関係で18歳以上についてみると、調査時点も若干異なり推計値を含むあくまで概数という限定つきであるが、最新時点では身体障害者数は272万2千人、精神薄弱者数は16万8千人、精神障害者数82万人、すべてを合計すると371万人であった。健常者を含む18歳以上人口総数9,618万4千人に対する障害者の比率(=出現率)は3.9%となる。

しかし、「労働力」の概念に少しでも近づけるには障害者人口を経済活動人口である18~64歳に限定することが重要である。91年の身体障害者272万2千人のうち18~64歳は133万3千人と約半数(49%)にすぎないことにもっと留意すべきであろう。そして、この18~64歳の障害者数は87年時点と比べ若干ではあるが減少していた。また、91年の18~64歳の身体障害者総数について障害種類別構成比をみると、肢体不自由者59.6%(79万5千人)、内部障害者18.6%(24万8千人)、視覚障害者11.5%(15万3千人)、聴覚障害者10.4%(13万9千人)であった。

精神薄弱者についてみると、90年の18歳以上は16万8千人より60歳以上が1万2千人(約7%)と少しいるが、これを含めて経済活動人口としてみてもよいだろう。前述の18~64歳の身体障害者133万3千人と18歳以上の精神薄弱者数を合わせると150万1千人である。そして、この身体障害者と精神薄弱者の総数について障害種類別構成比をみると、肢体不自由者53.0%、内部障害者16.5%、精神薄弱者11.2%、視覚障害者10.2%、聴覚障害者9.3%となる。

(2) 障害者の労働率が明きらかとならないので、障害者労働市場の需給状態を示す基本的指標としては障害者就業率(=障害者の就業者／障害者数×100)が使用されてることが多い。

最近公表された厚生省の91年の18歳以上の身体障害者の就業者総数は89万4千人、就業率でみると34.1%と前回の87年の29.2%よりも4.9%ポイントも高く、近年、身体障害者の就業がすすんできていることは明きらかとなった。しかし、ここでも経済活動人口である18~64

歳に限定して就業率を算出すべきであるが、91年調査の結果は公表されていない。参考に87年調査で、18～64歳の就業率をみると42.9%と、当然であるが65歳以上を含む18歳以上で算出した就業率よりもかなり高い結果となった。

87年調査から、18～64歳に限定した障害種類別就業率をみると、最も高いのは聴覚言語障害者47.5%、ついで肢体不自由者44.5%、視覚障害者37.5%、内部障害者36.4%の順で高かった。なお、精神薄弱者について、18歳以上で、「作業所」での就労を除いた就業者は5万2千人、その就業率では30.1%と身体障害者よりもかなり低かった。

また、労働省が公表した91年時点の身体障害者の障害程度別就業率では、全体の就業率が43.7%、重度33.0%、中度48.4%、軽度57.5%と、障害の程度が重くなるほど就業率が低かった。前述した精神薄弱者の就業率は、この身体障害者の重度の就業率よりも低くなっていた。

(3) 障害者の就業内容を示す就業形態は、「作業所など」の「福祉的就労」を除いても多様で、就業者全体のうち雇用者の範囲を広くとってみてもそれが占める比率は半分にもみたないことがわかった。

91年の18歳以上の身体障害者の就業者総数は89万4千人のうち、「一般雇用者」は27.2%、「臨時雇」と「日々雇い入れ」を含む「臨時雇用者」は8.5%、「会社・団体の役員」は8.5%であった。これら広い意味での雇用者の合計は44.2%（39万8千人）と半数にもみたない。他方、「自営業主」は24.8%、「家族従事者」と「内職」をあわせて18.4%、これら非雇用者の合計は43.2%（39万2千人）であった。つまり、身体障害者の就業形態は雇用と非雇用が半々であることがわかる。87年と比べ就業形態別の増減率をみると、「一般雇用者」が27万7千人から24万6千人へと11%減少していることが注目される。逆に、増加が著しいのは「会社役員」で85.4%の増加となっている。しかし広い意味での雇用（一般雇用者、臨時雇、日々雇い入れ、会社・団体の役員）についてみると、87年の38万人から91年の39万8千人と4.7%の増加率であった。

また、精神薄弱者の場合、広い意味での雇用者（「正規の職員」「臨時雇」「日雇」）数は3万8千人で、18歳以上の「作業所」を除く就業者総数5万2千人に対する雇用者比率は73.1%と、身体障害者と比べ雇用者のウエイトが高くなっていた。広い意味での雇用者（一般雇用者、臨時雇、日々雇い入れ、会社・団体の役員）は、身体障害者が39万8千人、精神薄弱者が3万8千人、両者を合わせると43万人6千人となる。18歳以上の身体障害者の就業者総数89万4千人と精神薄弱者の就業者総数（「作業所」を除く）5万2千人、この両者を合わせた就業者総数94万6千人に対する広い意味での雇用者比率は46.1%であった。

(4) 就業者のなかでも「雇用者」に限定されるが、障害者労働市場の需給状態を示す基本的指標として障害者雇用率（＝障害者数／常用雇用者総数×100、重度については障害者数をダブルカウント）の実績値がある。この数値は、毎年の「身体障害者雇用状況調査」（労働省）から把握、公表されている。ただし、この実績値は身体障害者の法定雇用率の達成状況を把握する調査なので、企業規模63人以上の企業に雇用されている障害者（身体障害者と精神薄弱者）であるという大きな制約がある。

その93年調査でカバーしている障害者総数は18万7千人（ダブルカウントしない数）である。この調査のカバリッジは、就業者ベースで就業者総数94万6千人（18歳以上の身体障害者の就業者89万4千人（91年）と精神薄弱者の「作業所」を除く就業者5万2千人（90年））に対する比率でみると19.7%にすぎない。

しかし、広い意味での障害者雇用者総数43万6千人（役員を含む広い意味での雇用者に限定すると身体障害者は39万8千人（91年）、精神薄弱者は3万8千人（90年））に対する比率でみると42.9%となる。そして、残りの57.1%は63人未満規模の雇用者と推定できよう。さらに、狭い意味での障害者の常用雇用者総数26万8千人（身体障害者では「一般雇用者」24万6千人、精神薄弱者では「正規の職員」2万2千人に限定）に対する比率でみると70.0%となり、この93年調査のカバリッジはきわめて高いことになる。つまり、毎年実施されている「身体障害者雇用状況調査」は、常用的雇用者全体のうち2/3以上と、常用的雇用者については多くをカバーしているといえる。これらのこととは障害者の就業形態の多様化を前提にしながら、障害者雇用状況をみることの重要性を示唆しているといえる。

この93年調査から、障害者雇用率の実績値である実雇用率は小規模企業ほど高く、大規模企業では低いこと（ただし、500～999人規模では1,000人以上規模よりも低い）、また、雇用率未達成企業の割合は大規模企業ほど高く、1,000人以上の大企業では77.9%にも達していること、など大規模企業での指標が悪いことがわかった。

しかし、ダブルカウントしない障害者数18万7千人のうち、1,000人以上の企業規模が41.8%、300人以上規模でみると62.7%を占めており、量的にみると大企業が障害者雇用に大きく貢献していること、などがわかった。

また、産業別の障害者雇用では、ダブルカウントしない障害者総数18万7千人の産業別雇用分野では、製造業が50.3%で最も多く約半数を占め、ついでサービス業17.4%、卸売・小売業、飲食店12.8%、金融・保険、不動産業7.5%の順であった。これら4つの産業で障害者雇用者全体の88%を占めていた。そして、この4つの産業のうち、実雇用率は製造業で最も高く1.67、ついでサービス業1.44、金融・保険、不動産1.18、卸売・小売、飲食店0.93

の順で、産業間での差異が大きいこと、などがわかった。

(5) 統計データとしては多少古くなるが障害者の仕事内容である職業についてみると、健常者と比べ偏っていること、また、障害の種類によってもかなり異なることがあきらかとなった。

87年厚生省調査から身体障害者に限定されるが就業者ベースで職業についてみると、技能工などが24.3%と最も多く就業者の約1/4を占め、ついで農林漁業従事者(13.3%)、事務従事者(10.7%)、専門・技術的職業従事者(10.4%)の順であった。障害種類別にみると、視覚障害者はあんま・マッサージ・はり・きゅう従事者、聴覚言語障害者は技能工などがとくに多くなっているのが目立つ。肢体不自由者は技能工などが最も多いが、事務や専門的・技術的職業もかなりある。内部障害者は、技能工などよりも事務従事者が最も多い職業となっている。

88年労働省調査から雇用者ベースでみると、身体障害者全体では技能工などのウエイトが最も高く43.8%を占め、ついで事務であった。聴覚障害者は技能工などのウエイトが最も高く72.7%である。また、肢体不自由者の職業で最も高いのが技能工などであった。これに対して、視覚障害者は事務や専門・技術が高い。内部障害者は事務や管理が高い。そして、精神薄弱者は技能工などが約2/3を占め、ついで多いのがサービスであった。

また、障害者の賃金について、1ヶ月に決まって支給する給与額をみると、健常者を含む全体の常用労働者の給与額を100とすると、身体障害者の計で81、男子は90、女子は55である。精神薄弱者の場合、さらに低く42で、そこでは男女間の格差はみられなかった。なお、ここでの賃金格差比較は、年齢や職種を無視した平均賃金であることに留意されたい。

(6) 以上では障害者労働市場のストックの側面をみてきたが、最後にフローの側面をまとめておこう。93年3月卒業の盲・聾・養護学校の3つの特殊教育学校の中学校及び高等部の卒業後の非進学者総数(就職者と無業者)は11,602人、うち中卒は13.7%(1,586人)、高卒は86.3%(10,016人)と高卒が圧倒的に多かった。また、非進学者総数11,602人を3つの学校別にみると盲学校卒は2.0%(228人)、聾学校2.7%(319人)、養護学校95.3%(11,055人)と、養護学校卒業者が圧倒的に多くなっていることがわかった。

そして、非進学者総数のうち就職者は3,788人、無業者は7,814人である。つまり、非進学者総数に対する就職率は32.6%であった。また、無業者のうち社会福祉施設等の入所・通所者は6,181人で、無業者総数に占める比率は79.1%にも達していた。

また、公共職業安定所経由の職業紹介状況を92年度1ヶ年間にについてみると、92年3月末

の有効求職者数は第1種区分の身体障害者が4万5千人、第2種区分の精神薄弱者などが1万人、あわせて約5万5千人がいた。この第1種区分うちの37.0%（1万6千人）が重度障害者によって占められ、第2種区分のうち90%が精神薄弱者によって占められていた。

92年4月～93年3月（92年度）の身体障害者の就職件数は約2万件なので、前述の92年3月末日の有効求職者総数に対する比率＝就職率は45.0%となった。つまり、登録求職者の中半数以下しか就職ができなかったことになる。身体障害者の就職率は、障害の種類によってもかなり異なり、聴覚・言語障害者は69.3%と最も高く、最も低いのが内部障害者で30.5%であった。他の障害者は40～45%であった。また、障害の程度別にみると重度障害者の就職率は49.4%、非重度障害者の就職率は42.4%と、重度障害者の就職率の方がむしろ高くなっている。

もっともこの公共職業安定所の統計データには制約があることに留意されたい。それはこの有効求職者総数はすべて失業者ではなく、就業中のものが一部含まれていること、また、就職件数のなかには1人で複数以上の就職をした人が一部含まれているからである。

(7) 最近発表された厚生省の91年の18歳以上の就業率は34.1%、労働省の93年の実雇用率は1.41%であった。これらの基本的数値は以前の数値よりも上昇しており、その意味では障害者労働市場における就業・雇用状況は改善されてきていることは明らかであることがわかった。しかし、就業率は健常者を含む全体の数値よりもかなり低いこと、盲・聾・養護学校卒業の新規学卒者の就職率が32.6%ときわめて低いこと、公共職業安定所の失業者が多く含まれると予想できる有効求職者が約5万5千人もおり、その身体障害者の就職率が45.0%であること、就業に含まれない授産施設の在所者数が全国で約5万人、さらにそれに小規模作業所を含めるとそれ以上の多数の障害者が就業・雇用以外の社会活動をしていることなどを考慮すると、障害者労働市場で就業・雇用機会を創出・確保する課題は依然として大きいといえる。

障害者のなかで働く意思と能力をもつ「労働力」が実際どのくらいいるのか、そのなかで求職中で就業できない失業者は実際どのくらいいるのかという労働市場の基本指標に関しては公表データの制約もあって正確には把握できないが、これまでの整理・分析から18～64歳に限定しても多数の失業者あるいは非労働力が存在していることは十分予想できる。もっとも障害者の場合、社会環境の変化によって働く意思と能力が大きく影響されるところに障害者労働市場の固有の問題・特徴があるとも考えられるので、「労働力」「就業」「雇用」「失業」「非労働力」の概念の明確化をあまり主張しても現実とかけ離れてしまうことになるかもしれない。

要は健常者と比べ働く意思と能力の多様化が非常に大きいとすれば、非労働の社会的活動・参加を除きその多様化に対応した就業・雇用機会を創出・確保できる労働市場システムの構築の工夫がこれから課題となろう。つまり、社会的環境を整備しながら働く意思と能力のある障害者が、障害者個々人の能力レベルや質的内容に対応した就業・雇用機会に就けるようになることが重要な課題となろう。たとえば、現在、もし授産施設や共同作業所などの非労働分野に働く意思と能力のある障害者が長期間在所していることが多くあるとすれば、障害者個々人にとっても社会全体にとっても不幸な事態とみることができるからである。

文 献

岡上和雄ほか, 1993, 精神障害者雇用の現状と問題点について（座長岡上和雄「精神障害者の雇用に関する調査研究会」）

岡上和雄ほか, 1994, 精神障害者雇用のための条件整備の在り方について（座長岡上和雄「精神障害者の雇用に関する調査研究会」）

厚生省, 1991, 日本の身体障害者－昭和62年身体障害者実態調査報告－, 第一法規

厚生省, 1992, 精神薄弱児(者)福祉対策基礎調査結果の要旨－平成2年9月10日調査－

厚生省, 1993, 身体障害者実態調査結果の概要－平成3年11月1日調査－

障害者職業総合センター, 1992, 日本の職業リハビリテーション

丸山一郎, 1993, 障害者5万人の働く場－変革が求められる授産施設－, 日本障害者雇用促進協会, 働く広場, NO. 186

道脇正夫ほか, 1993, 重度障害者の職業的自立に関する検討会中間報告書－在宅就業者の就業実態－（座長道脇正夫「重度障害者の職業的自立に関する検討会」）

道脇正夫ほか, 1994, 重度障害者の職業的自立に関する検討会報告書（座長道脇正夫「重度障害者の職業的自立に関する検討会」）

文部省, 1993, 学校基本調査報告書－平成5年度－

労働省, 1990, 身体障害者等雇用実態調査結果の概要－昭和63年10月調査－

労働省, 1992, 職業安定局業務統計

労働省, 1993a, 重度障害者の雇用促進を中心とする障害者対策の積極的推進

労働省, 1993b, 職業安定局業務統計

労働省・日本障害者雇用促進協会, 1993, 身体障害者及び精神薄弱者の雇用の現状－平成5年11月－